

スウェーデンの放課後のとらえ方

—学童保育における「有意義な時間」とその後の自己決定について—

NPO 法人所沢市学童クラブの会/明星大学教育学部非常勤講師 小暮 健一

[キーワード] 自分自身で有意義なことを見つけられる 自由時間を過ごす権利

1. 研究目的

現在日本の学童保育の数は、2 万 1635 ヶ所(前年比 789 ヶ所増)になり、88 万 8753 人の子どもたちが入所している。「潜在的な待機児童」も「40 万人以上と推定」されていて、学童期の子どもたちの生活の場の一つとして、学童保育があることが伺われる<sup>1)</sup>。子どもたちは、親の都合(共働き・ひとり親)で学童保育に入所する。学校生活後の放課後や学校休業日に、かなりの日数を生活の場として過ごすことになる<sup>2)</sup>。学童保育は 12 歳まで在籍できるが、低学年から年齢が上がるにしたがって習い事等とも相まって徐々に、登所する日数も限られ減少し、その子にとっての別のあらたな放課後の時間、学童保育以外の場と時間が徐々に増えてくる。行動範囲を広げてくる学童期後半の「9, 10 歳の節」にさしかかる子どもたちは、新たな放課後の時間を自由時間として、自分自身の有意義な時間の過ごし方を模索し出す。親の意向に従いながら、徐々に自立と自律の力を増大させながら、有意義な「自己決定」をする場面が増大してくるともみえる。川崎道夫氏は、『子どもの発達と学童保育』の中で、人間の歴史の中で現在の子どもたちを、「自分の人生と行動について自己決定が許される希望の選択が、長くなった子ども時代」と述べる<sup>3)</sup>。ただ、大人たちの認識は、子どもたちの放課後という時間を学校と家庭の谷間にあって、一時しのぎの時間であったり、学校生活の流れの過程の「付属品」、学校と家庭の通過点とも思ったりしている<sup>4)</sup>。しかし、子どもたちにとっての放課後の時間は、自由時間であり、自分自身で判断したりする機会の多い時間でもあり、安全・安心の点から言えば、問題の時間でもあると言える<sup>4)</sup>。

本稿では、この時間をスウェーデンの学童保育理論(1988 年『スウェーデンの学童保育のための教育プログラム』)とその一例としての生活目標から、スポットを当てて考えてみたい<sup>5)</sup>。

2. 研究の視点および方法

1988年『スウェーデンの学童保育のための教育プログラム』(Socialstyrelsen1988『Pedagogiskt Program för Fritidshem』p83)と1995年に視察に訪れた学童保育の生活目標などに着眼してみた<sup>6)</sup>。

3. 倫理的配慮

筆者執筆 1997 年「スウェーデンの学童保育-ソーンバーエン学童保育の活動計画をもとに」p279-289(『児童館・学童保育と共生のまち』児童館・学童保育 21 世紀委員会編 萌文社)と、筆者 2012 年明星大学修士論文「スウェーデンの学童保育の理論と価値-1988 年のスウェーデンの学童保育のための教育プログラムを中心に」p51 の論考を基に論述する。

4. 研究結果

スウェーデンの学童保育(fritidshem)をさかのぼって調べてみると、研究目的で述べたことに対して一つのヒントがあるようにみえた。1995 年に訪れたソーンバーエン学童保育の生活目標には次のように書かれていた。

「学童保育を終えるとき、子どもにはこういうことができているほしい」と言うものである。「思いやりをもてること。/時計がよめて、時間を守れること。/電話がかけられ、答えたり、話の内容を伝えることができること。/衣類をきちんと整理整頓できること。/おやつを用意と片付けができること。/自分で片付けられ、忘れ物がないように家に持って帰れること。/自分自身で有意義なことを見つけられること。/鍵を持って帰れること。7)」

学童保育の生活目標が具体的に書かれている。特に注目したいことは、7項目めの「自分自身で有意義なことをみつけられること」である。このことは、学童保育後の子どもの生活の重要な要素ともなる事項であるのではないだろうか。1988年の政府のガイドラインでは「すべての子どもたちも、有意義な自由時間を持つ権利(rätt till en meningsfull fritid)」があり、この内容は国中の学童保育にも適用されるとしている。日本の学童保育後を意識した子どもの生活目標としても重要な要素として類例できる内容とも受け取れるのである。

また、ソーンバーエン学童保育所と同学区にノーラエングビー学区(4つの学校)に10歳から13歳までの学童保育活動がある。名称はフェッペ(Skepet-船という名)で、「フェッペの活動計画」の必要性和目標で次のように書かれている。

〈必要性〉「10歳-13歳の子どもは、あまりにもよくほったらかしにされていて、頼れる大人の活動が必要だ。その年頃の多くの子どもは、彼らにとって大切で、また充実したよい自由時間を与えてくれる活動を指導してくれる人が必要だ。もし子どもは、代わるべきものがなければ、しばしば悪い仲間に入り込む。私たちは、居場所の必要性を考える。そして、また自然ないい意味での大人の接触が必要である。従って私たちは、子どもを受け入れて、充実した自由な活動を与えることに力を入れている。〈目標〉「私たちは、子どもたちにとって安心できる出発点をもってほしい。一部の子どもたちにとっては、ただフェッペ、ここに座っておしゃべりなどで充分である。他の子は、活発で自由時間を満たすような充分な活動が必要である。私たちは、まさに一人ひとりの子どもを充分な自由時間に、それらのすべての子どもを導くように努力する。〈略〉目標は、子どもたちが充分ないい活動を経験してフェッペへ行かなくなっても自分で自分の自由時間を満たせることにある」8)、と。学童期後期の子どもと学童保育その後の接続のとらえ方を述べている。

## 5. 考察

日本でも子どもたちが学童保育を卒業する際に新たな生活のステージとして自立と自律を考えるが、上記の生活目標や必要性並びに目標は、明確で、学童期の子どもの発達と権利の立場に立った積極的な視点で自己決定の一つの要素の視点を示していると思われる。

2つの事例を導き出すスウェーデンの学童保育理論は、日本の学童保育後のあり方を解明する指針として読むことができるように思える。そして学童保育(fritidshem)は、「社会的保護の一つのあり方を示し」放課後の「唯一の資源でもない」子どもたちの生活を「補完して、より豊かに」し、加えて、すべての子どもにとって、「有意義な自由時間を過ごす権利」があり、安心できる権利と豊かな自由時間が保障されることを強調しているように思える9)。子どもの権利と共に、学童保育後の子どもの生活の接続としての一つのあり方を提示してくれる。この放課後の生活の考え方を援用して学びたいものである。

## 注

1) 2013年『学童保育情報』全国学童保育連絡協議会発行 p220(母親が働いている低学年児童約219万人学童保育に入所している1-3年低学年は約78万人)p18

2) 子どもが学童保育にいる時間(1-3年の平均)年間約1681時間 注1)同上 p21

3) 2011年『子どもの発達と学童保育』田丸敏高・川崎道夫・浜谷直人編著 福村出版 p70

4) 2009年池本美香編著『子どもの放課後を考える-諸外国との比較でみる学童保育問題』勁草書房 p231

5) 2006 Malin Rohlin 「Den problematiska tiden」 99-109『The Future Is Not What It Appears To Be』. Pedagogy, Genealogy and Political Epistemology』HLS

6) 1988 Socialstyrelsen 『Pedagogiskt Program för Fritidshem』 p83(『スウェーデンの学童保育のための教育プログラム』筆者訳)

7) 1997年「スウェーデンの学童保育-ソーンバーエン学童保育の活動計画をもとに」 p283-284(『児童館・学童保育と共生のまち』児童館・学童保育21世紀委員会編 萌文社)

8) 7) 同上 p284

9) 6) 同上 p7